

令和 7 年度デザイン産業振興事業
「さっぽろデザインブリッジ」運営業務

企画提案説明書(仕様書)

1 業務名

「さっぽろデザインブリッジ」運営業務

2 事業の背景と目的

一般財団法人さっぽろ産業振興財団では、人々の価値観がスピーディに変化している社会の中で、札幌市のデザイン産業が継続的に発展していくためには、商品・サービスの開発、ブランド戦略、顧客体験の向上等ビジネスのさまざまな側面において、デザイン産業と他産業が連携し、新規事業や、国内外からの投資、新たな価値や雇用を生み出す成長企業を創出することが必要である。

そこで、本事業は、デザイン活用¹について、デザイナー等²や他産業企業を対象に、デザイナー等はクライアントワーク力³向上を、企業はデザインリテラシー⁴向上を目指し、デザイン活用の価値や可能性を双方の視点で体系的に学び合う連続プログラムを実施するものである。なお、プログラムの内容は基礎編から実践編までとし、受講者のニーズや段階に合わせ、受講者の目的意識をより高められるよう設計する。また、参加者同士が知己を深め、本プログラム終了後もビジネスパートナーとしてデザイン活用に取り組める関係性が築ける機会を提供できるよう工夫して行うものとする。

¹デザイン活用：問題を解決に導くために、問題の本質を掘り下げ、概念やしぐみを論理的に設計し表現する広義のデザインの考えを経営の上流から取り入れ、課題解決に取り組む等、企業がデザインへ投資し、高付加価値化を目指す活動を指す

²デザイナー等：グラフィックデザイナー、プロダクトデザイナー、イラストレーター、ディレクター、ライター、クリエイター、プロデューサー等を指す

³クライアントワーク力：クライアントとの対話で必要なヒアリング、本質的な課題や目的の明確化、及び効果的な提案・プレゼン等を行う力を指す

⁴デザインリテラシー：デザイン活用に対する理解・知識を指す

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 16 日(月)まで

4 業務内容

受託者は、デザイナー等及び企業のニーズに沿った効果的かつ実践的なプログラムを企画立案し、運営を行う。

なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者が協議し、調整するものとする。

(1) 効果的なプログラムの企画・運営

ア 業務概要

参加者に対し、デザイン活用の価値や可能性について理解を深めるため、効果的かつ実践的な内容とし、デザイナー等のクライアントワーク力向上及び企業のデザインリテラシー向上に資するプログラムを企画立案し、プログラムの内容に沿って運営を行う。

プログラムは基礎編から実践編までとし、受講者のニーズや段階に合わせた設計を行い、受講者の目的意識をより高められるよう工夫する。

また、基礎編／実践編には、それぞれデザイナー等と企業の共創機会を盛り込み、自然な流れでお互いのビジネスを理解し合い、マッチングに繋がる機会を創出する。

イ 学びの内容

プログラム全体を通して、次の学びが得られること。ただし、プログラムの内容等を鑑み、より効率的かつ効果的な提案となる場合には、この限りではない。

- (ア) デザイン活用の概要・価値・可能性
- (イ) デザイン活用の実例
- (ウ) 実践的なデザイン活用の手法

ウ 盛り込む視点

プログラムの参加メリットとゴール設定を明確にしたうえで提案すること。

デザイナー等を対象とするプログラムに関しては、業界の視点が欠かせないため、地場（札幌市）のデザイナー等のニーズや声を参考にし、企業を対象とするプログラムに関しては、経営の上流からデザインを活用するとはどういうことか及びその価値がよりイメージしやすい内容とする。

エ プログラムの立案

受託者は、全体のコマ数として7回程度を想定し、基礎編と実践編の内容を基に具体的な内容、講師（複数可）、開催方法（セミナー、講義、グループワーク、ハンズオンセミナー等）、1コマの時間設定やスケジュールについて提案することとする。

オ 対象者及び定員

受講対象及び定員は以下のとおり想定する。ただし、定員に限りのない講義やセミナー等を開催する場合には、対象を制限しないこととする。なお、プログラムの内容や開催時期を鑑み、より効率的かつ効果的な提案となる場合はこの限りではない。

(ア) 対象者

- デザイナー等は、札幌市で活躍しているデザイナー等とすること
- デザイン産業以外の企業は、札幌市内または、さっぽろ連携中枢都市圏に本社、支社、営業所、事務所を有する企業とすること

(イ) 定員

- デザイナー等：20名（社）程度
- デザイン産業以外の企業：20名（社）程度

カ 提案内容及び留意事項

(ア) 基礎編

① プログラムの水準

デザイン活用を事業として取り入れたい、またそのために概要や手法を学びたいと考えるデザイナー等及び、デザイン活用に興味を持ち価値や可能性を知りたい、または課題解決のためにデザイン活用を取り入れたい企業に向けたプログラムとする。

② 目的・ゴール

デザイナー等：企業の想いや理想と現状を深掘りし、課題を導き出す等、デザイン活用を進めるうえで重要なクライアントワーク力を向上させる

企業：デザイン活用の概要や価値、可能性について事例を用いて理解を深めデザインリテラシーを向上させる

デザイン活用の概要や手法を学びながら、実践編に向けた課題の発見等、以降のプログラム内容に繋がるよう工夫すること。

③ 目標

デザイナー等：デザイン活用の理解を深め、企業に対するクライアントワークの手法を具体的に体験する

企業：デザイン活用の基礎知識や事例等から価値を学び、さらにデザイナー等と共に自社の課題を発見する等、デザイン活用の有用性を体験する

双方が共に学びながらそれぞれの視点でデザイン活用について理解を深められる内容とすること。

④ プログラムのコマ数

プログラム全体のコマ数7回程度のうち、基礎編は3回程度とする。ただし、プログラムの内容や開催時期等を鑑み、より効率的かつ効果的な提案となる場合には、この限りではない。

⑤ マッチング要素

基礎編をととして、参加者同士が互いを知り合い、共創がイメージできるような機会となるよう工夫すること。

(イ) 実践編

① プログラムの水準

デザイン活用を実践的に取り組むことを目指すデザイナー等および企業に向けたプログラムとする。

なお、デザイナー等は基礎編で学ぶ内容と同等のクライアントワーク力、企業は基礎編で学ぶ内容と同等の「デザインリテラシー」について知識や理解があることを前提に構成すること。

② 目的・ゴール

デザイナー等：デザイン活用において重要な知識やスキルを駆使し、クライアントに対して提案ができる状態になっている

企業：自社の課題または中小企業が抱える主な課題の解決手法やプロセスについて実践を通して体験することで、デザイナー等と共に自社の課題を整理し、今後のデザイン活用の取り組みに一步踏み出すことができる(またはその状態になっている)

③ 目標

デザイナー等：基礎編で学んだ手法を活用し、企業課題の聞き取りや改善点の洗い出し、改善に向けた施策などの提示の仕方等を実践的に取り組む

企業：デザイナー等と共に課題の解決手法やプロセスを実践することで、その効果を実感しながら、デザイナー等との共創をイメージし、関係性を築ききっかけをつくる

デザイナー等及び企業は実践編で学んだ成果をまとめ、発表できるような工夫をすること。

④ 課題について

実践編で取り組む課題については、参加する企業が実際に抱える課題の他に札幌市内の企業が抱える課題の中からテーマを選ぶ等、プログラムの内容に応じ適切な題材とすること。

⑤ プログラムのコマ数

プログラム全体のコマ数7回程度のうち、実践編は4回程度とする。ただし、プログラムの内容や開催時期等を鑑み、より効率的かつ効果的な提案となる場合には、この限りではない。

⑥ マッチング要素

実践編をととして、双方がデザイン活用の理解を深め合いながら、その手法等を体験的に学ぶなかで、プログラム終了後にビジネスパートナーとしての関係性が築けるような機会となるよう工夫すること。

(ウ) 募集方法

本プログラムを計画的かつ効果的に実施できるよう、基礎編から実践編への移行も考慮し、募集の流れ・時期、進め方、応募方法及び応募における注意事項等を明確にすること。なお、プログラム内容に合わせて、デザイナー等及び企業の参加者数及び割合を想定したうえで、応募状況に応じた募集対策を講じること。必要であれば、対象者に求められる条件等の提示、及び選考を行う場合の募集の流れ・方法等を具体的に提案すること。

また、本プログラムの全体像及びプログラムの流れを対象者に周知できるよう、説明会を実施する等、効果的な集客及び募集ができるよう工夫することとする。

(エ) プログラムの開催手法

セミナー、講義、グループワーク、ハンズオンセミナー等、1コマの時間設定やスケジュール等について、効率的かつ効果的な提案をすることとする。

(オ) プログラムの講師

各コマのテーマに沿った実績のある人物(複数可)を候補として提案することとする。なお、講師選定においては、中小企業との連携・協業等において経験のある人物であることに留意すること。また、プログラムの開催手法によって、ファシリテーターやサブファシリテーター等の参画が予測される場合は、それらの人物の候補も明確にしたうえで提案をすること。

(カ) 講師の謝金及び旅費交通費

講師等に支払う謝金及び旅費交通費は、委託費に含めることとする。

(キ) 交流会

プログラムのコマごとに参加者間の交流会を開催する。なお、交流会に係る費用は、委託費に含めることとする。

(ク) アンケート

プログラムのコマごとに参加者へアンケートをとり、プログラム内容及び運営に関する効果検証を行う。

(ケ) 開催場所

札幌産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を無償で使用する事が可能である。

(2) 全体業務の管理・運営

ア 業務概要

プログラム対象者の募集、応募者の受付管理、講師との調整・支払い、及び事業全体の管理運営を行う。また、本事業の目的が対象者に効果的に伝わるような事業のブランディング及び周知を行う。

イ 提案内容及び留意事項

(ア) 本事業全体の進行管理の方法及びスケジュール概要の提案

(イ) プログラム対象者の募集及び応募者の受付管理方法の提案

- ① 応募の受付方法を具体的に提案すること。なお、オンラインでの受付も可能とすること。
- ② 本事業に係る企業情報・個人情報、受託者が管理すること。
- ③ 本事業の問い合わせ窓口として「運営事務局」を設け、受講希望者等からの相談・問い合わせが受けられる体制を整えること。
- ④ 応募の状況、問い合わせ内容等については、委託者と随時共有すること。

(ウ) 本事業を効果的に伝える周知方法の提案

- ① 本事業のキービジュアルの作成者については、札幌市内のデザイナー等を候補として挙げることにする。なお、キービジュアルは、周知ツールに展開することとする。
- ② 周知ツールは以下を制作し、本事業の対象者、内容、プログラムの目的や参加メリットを分かり易く伝える工夫をすること。
 - ・ 当課 HP([http:// https://screensapporo.jp/](http://https://screensapporo.jp/))のトップページ用バナー
サイズ 833px × 450px
 - ・ チラシ
サイズ A4(印刷を含む)
- ③ 周知先については、本事業の意図を汲み取り提案すること。

(3) 会場及び費用に関すること

- ア 各プログラムの講師等の謝金及び旅費宿泊費は、委託費に含めることとする。
- イ 各プログラムで使用するテキストや配布物等の制作費(印刷費含む)は、委託費に含めることとする。
- ウ 各プログラムの実施において、オンラインツールを活用する場合、その運営に係る費用は委託費に含めることとする。
- エ 各プログラムを提供する場所は自由提案とするが、札幌産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を無償で使用する事ができる。
- オ 周知ツールの制作に係る費用は、委託費に含めることとする。
- カ 本業務の管理運営に係る費用は、委託費に含めることとする。

(4) 事業実施後の報告及び提言

ア 業務概要

参加デザイナー等及び企業へのアンケート調査や実施結果の検証等をもとに、事業の効果分析等を行うとともに、今後の効果的なデザイン活用の推進やデザイナー等と企業の連携、協業に繋がる提言を行う。

イ 提案内容及び留意事項

事業実施後の報告及び提言に向けたアンケート項目及びアンケート手法の提案

- (ア) アンケート項目に関しては、今後の提言に活かされることを考慮して提案すること。
- (イ) その他、デザイン活用の推進及びデザイナー等と企業の連携・協業に係る提言を充実したものにするために、事業の検証や効果分析において有用な取り組みがあれば提案すること。

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、業務概要をまとめた実施報告書(A4版)を保存したデータ一式をDVDまたはパスワード付の電子メールにて提出すること。実施報告書は実施したプログラムごとに10枚以上の写真を添付し、事業の概要がわかるよう、仕様書に沿ってわかりやすくまとめること。また、実施報告書には、各プログラムの効果分析、改善点、課題等を

含めることとし、今後の設計に対する提言を記載すること。

提出期限：令和 8 年3月16日(月)

6 委託料の支払い

委託料には、本業務を遂行するために必要な経費を含み、原則として業務完了後に一括して支払う。

7 環境への配慮

本業務においては、環境負荷軽減に努めること

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

8 その他特記事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けたときは、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(3) 個人情報の留意事項

個人情報扱う際は、個人情報の保護に関する法律を厳守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記のない点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(6) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするよう留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(7) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物(以下「本著作物」という。)に関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を

含む。)を、譲渡するものとする。受託者は、本著作物に関する著作権人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

プロジェクト推進部 クリエイティブ産業振興課 担当：米谷・岡田

電話：011-817-5711 e-mail:info@creative-sapporo.jp